

会 議 録

会議名	平成 25 年度第 12 回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 26 年 2 月 17 日(月) 19 時 00 分～21 時 30 分	
開催場所	802 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、入村委員、原島委員、矢野委員、岡本委員、石山委員、川村委員、中山委員、小澤委員、仙澤委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	次第 第9回会議録(案) 平成 26 年度学童保育所入所申請状況 学童保育業務の総合的な見直しの経過について(案)	
	1 議事録の確認 (市) 第 9 回の議事録は双方確認済みなので、確定とする。 2 学童保育業務の総合的な見直しについて (1) 委託学童数について (市) 1 月の運営協議会を踏まえて、代表者会議へ持ち帰るとの事でしたが、その結果を報告してほしい。 (学) 代表者で話し合った結果を報告する。やはり一斉に 5 学童は多すぎる。他市が委託初年度に 1 学童か 2 学童という中で、当市においてもせいぜい 3 学童が妥当ではないかというのが我々利用者としての意見である。 (市) もともと 9 学童の学童保育業務見直しの中で、前回運営協議会の時点では「平成 27 年 4 月の段階で 4 学童は直営を続ける」という労使間の合意事項を報告した。利用者代表である各委員からの「5 学童一斉に委託するのは不安が大きい、ソフトランディングを」とのご意見もふまえ、労使間で引き続き協議を行った。その結果、段階的移行として初年度に 4 学童を委託し、さらに 2 年後を目途に 2 学童を委託することで、労使間の合意を得たので改めて報告する。具体的には、平成 27 年 4 月にあかね、さわらび、まえはら、みどりの 4 学童を委託し、平成 29 年 4 月を目途にほんちょう、みなみの 2 学童を委託する。特別支援学級を併設するたけとんぼ、さくらなみ、たまむしの 3 学童は正規職員を 3 名体制として直営。事	

業内容は、原則として全ての学童保育所で、平日は19時まで、学校休業日は8時から19時までの保育時間に延長する。ひろば事業も全ての学童保育所において、学童保育業務に支障のない範囲で行う。障がいのある児童に関しては、定員を撤廃する。

(学) 初年度に3学童委託なのか4学童委託なのか意見の相違があるが、利用者側としては本当に4学童の委託が可能なのかという不安がある。事業者はこれから手続きを経て決まる訳だが、指導員確保の見通しがあるのか。三多摩の他市の事例では、受託業者をみれば、本気になって優良業者を参入させようとしているのかどうか市の姿勢がうかがえる。我々も事業者の調査を行うが、市にも調査をお願いしたい。例えば、仕様書に「現に市内で保育園等を運営している」というような条件をつけられるか。

(市) 具体的なことは言えないが、事業者の調査は行っている。市としても小金井市のことを分かっている事業者が望ましいと考えているが、実際の委託先はプロポーザル等選考によって決定したいので、確定的なことは言えない。委託する学童数については、利用者の意見も踏まえて検討した結果であるので、ご理解をいただきたい。

(市) 4学童を委託という報告に対して、運営協議会の委員が「良い」とは言いにくい立場である事は理解している。4学童同事業者に任せるのか、リスク管理等も考慮して2学童ずつ別事業者にするのか、悩ましいところであるが、市としても優良な事業者に決めていかなければならないと考えている。

(学) 複数の事業者であれば、競争原理が働く一方で、足の引っ張り合いになる可能性もある。現状では、9学童均一な保育の質を保つ努力をされており、1事業者が参入した場合はこれを継続しやすいと思う。2事業者の場合、直営も含めた3者による意見交換の場を設けることは可能か。

(市) できる。委託先に直営職員が出向いて直接指導することは偽装請負になってしまうので行えないが、協議する場は当然必要である。

(市) 学保連で事業者の調査を既に行っているか。もしくは既に保有している情報はるか。

(学) 調査はこれから。利用者としては経験あるベテラン指導員がいる安心感を求めている。委託をしても、その良さが失われないようにしてほしい。そのために、事業者がどのように職員を確保しているのか、育成しているのか確認する必要がある。一方で、事業者が委縮せず、事業者の理念や特色が発揮できるようにしたい。事業者の調査を行ったら、レポートを提出する。

(市) 事業者選考にどのように活かせるかは難しい面もあるので、市が特定の事業者を調査するのは難しいが、学保連の持つデータ等は貴重なので、ぜひ頂戴したい。本日報告した労使で確認した案について、ご理解いただ

きたい。

(2) 障がいのある児童について

(学) 障がいのある児童について、変更案が示されたが、もう一度確認したい。

(市) 障がいのある児童への対応を充実していく考えのなかで、3学童は直営で正規職員を3名とした。通常の学級に通っている児童に対して機械的に加配を行わないのは、障がいのある児童の入所を始めた当時とは障がいの捉え方が異なってきたからである。以前は通常の学級に障がいのある児童がいるという概念がなかったが、現在は発達障がいなど以前とは異なる概念がある。障がいの捉え方をかえることによる見直しと、直営3学童の正規職員3名はセットではなく、二つの考えからきている。

(学) 現状で、地域の中で育てたいという理念を持ち、障がいをもちながらも通常の学級に通っている児童もいる。その児童も学童では指導員を加配してもらえることで安心して子どもを預けられているという事例もある。今回の職員加配廃止によって、結果的に、通常の学級に通う児童に対して特別支援学級へ通うことを誘導してしまう恐れがある。職員を加配しないこともセットで今回の労使合意なのか。

(市) 労使合意ではそこまで細かく覚書で定めないがほぼ決定である。実態として比率から考えると、特別支援学級を併設する小学校区の学童保育所において、障がいのある児童の入所希望が増えることが考えられる。居住地の学童保育所であっても、特別支援学級に通っていれば職員の加配はする。通常の学級に通っている場合は、健常児と同じように考えて保育にあたる。これらの考え方を含めたうえで正規職員3人を考えている。

(学) 障がいのある児童の保護者は、今回の変更案に対する不安の声が大きい。一つには暗に特別支援学級のある学童に行くプレッシャーを受けること、二つめとしては通常の学級に通う発達障がいをもつ子どもほど実は大人の助けを必要としているからである。しかし、今回の案では、大人の人数が減ってしまう。発達支援センターができ、学童保育所においては現に来年度25名の障がいのある児童を受け入れていくなかで、このやり方では不安を感じる。定員の撤廃は良い事であるが、学童保育所において障がいのある児童の対応を充実させるとは言っているが、学年延長の話もある中、どういう社会を目指しているのかという議論がまだ尽くされていないのではないか。

(市) 障がいのある児童だけのことではないが、入所を希望された場合、入所できる事が第一だとの意見もあったし、基本的に全入の考えは変わらない。他市でも、障がいのある児童に対して職員を機械的に加配している訳ではなく、若干の臨時職員のみで対応している事例もある。市としては、

協議の結果、通常の学級に通っている場合は、健常児と同じように考えて保育にあたる事で対応可能と考えている。

(学) 全入は継続して実施して欲しい。療育施設との連携は考えているのか。

(市) 現時点具体的に話を詰めてはいない。

(学) 委託する学童保育所の職員配置はどうなるのか。正規職員に相当する人が3名になるのか。

(市) 基本的には障がいのある児童の考え方は同じであり、現在の運営基準を引き継ぐことになる。

(学) かなりケースバイケースの対応になるが、労使間で個別の案件について協議しているか。

(市) 労使間での協議事項は既に示した通り。詳細は「別途協議」という一文は付け加える。

(学) 障がいのある児童専用の学童保育所があり、完全分離方式で運営する市もあるが、小金井市としては分離するのではなく、学童保育所に来た時は健常児たちと一緒に触れ合うことが子どもの発達にプラスになるという価値観で進めてきた。共に育つという理念をこれまでうたってこなかったが、どうすれば充実したとなるのか考えたい。

(市) 障がいのある児童の入所にあわせて職員をたくさん配置したいというのは一面では理解するが、現実問題としては限界もあるし、配置しなくても対応できる事もある。障がいの程度に合わせて柔軟な対応を行うことが現実的ではないか。

(学) 経過をみるのであれば、期間や判断の基準を決めておかないと、当事者としては不安が残る。年度の途中で職員を増やしたり、減らしたりという対応は可能か。「柔軟な対応」といっても利用者としては不安が残るので、もう少しルール化してほしい。

(学) 障がいのある児童に関して捉え方が変化している事も、職員配置に一定の線引きが必要な事も理解する。ただ、それでも状況により職員の配置をする方法をルール化できないか。財政的な問題か。

(市) 財政的な問題もあるが、そもそも論として、なぜ職員を増やすのかという原点に戻る必要がある。効率的・効果的な運営を行う必要がある。柔軟な対応については、具体的な方法は決めないが、詳細は引き続き検討するテーマであり、平成27年4月以降も話し合うことができる。

(学) 労使協議でも「障がいのある児童との共生」を検討し、明文化してほしい。

(市) 当然のことながら労使共に「共生」の理念をもって協議に臨んでいる。覚書に盛り込むことはしないが、運営協議会では「共生」の理念に基づき協議を行っている。現時点における障がいのある児童に対応する職員

加配の具体的な内容は、「別途協議する」という形にしたい。

(市) 現在の運営基準にも、その考え方は記載済みである。

(学) 委託した学童保育所においても臨機応変な職員配置が可能か。

(市) 受託者との協議になると考える。職員数が欠けることはできないが、事業者の考えで増やすことは可能。

(学) 障がいのある児童対応等で職員の加配が必要と市側が判断した場合、年度途中で委託費を増額することは可能か。

(市) 不可能ではないが、契約変更になると思われるので、即答できない。

(学) 仕様書の書き方が難しくなってくるが、ぜひ年度途中であっても職員増員に対応できるような形にしてほしい。

(市) 他市の中には委託していて障がいのある児童の定員を設けていないところもある。他市の例を調べて、仕様書の書き方等を研究したい。本日報告した労使で確認した案について、障がいのある児童については以上のとおりでありご理解いただきたい。

(3) 直営の学童保育所について

(学) ほんちょう学童が直営の理由は何か。

(市) 児童館併設館であり既にひろば事業を実施しており、保育時間延長についても現状に非常勤職員の追加で対応できると確認した。1所運営であり、都型学童に関する歳入面も考慮した。

3 総合的な見直しのおしらせについて

(市) 利用者に対するおしらせについて、文案を作成した。労使で覚書を交わした後には周知するべきであり、入所決定通知に同封したいと考えている。

(学) 本日の会議で、初年度の委託学童数は多くても3学童という利用者側の意見を述べたが、このまま4学童で決定してしまうのか。

(市) 冒頭3学童というご意見は伺ったが、協議会でのご意見も踏まえて労使協議をし、ソフトランディングとして4学童としたと報告したとおりであり、「良い」とは言いにくい立場である事は理解しているので、この場で同意を求めるものではない。決定すれば、なるべく早く保護者の皆様に公表すべきと考える。

(学) このままでは、利用者は、押し切られたと感じてしまう。

(市) 協議会でのご意見も踏まえて労使協議をし、ソフトランディングとして4学童としている。4学童の委託にあたって今後も提案をいただき、利用者の皆様には運営協議会を見守っていただきたい。

(学) 委託学童名の公表を急ぐ必要があるのか。

(市) 現在入所している方にも新規に入所される方にも入所決定通知を送

付するので、決まった事の周知は文書発送のタイミングに合わせたい。

(学) 決まった事はお知らせすべきなのは同意見。文案を拡充する事業についても目的を記載する等変更したい。

(市) 双方で文案のやり取りをして確定させた後、3月上旬、入所決定通知に同封し、発送する。

(学) 了解。

4 平成26年度入所申請状況について

(市) 入所申請の期間を終えて、申請状況がまとまった。全体で800名と増加傾向にあるが、全員入所させる方向で考えている。

(学) 障がいのある児童も増加しているが、全体としても増加傾向が激しい。児童数は減少しているにも関わらず、学童保育所の利用率が高まっている。1年生の障がいのある児童が特別支援学級なのか通常の学級なのかを踏まえて今後の運営協議会で協議したい。

5 平成26年度職員体制について

(市) 今年度に指導員が普通退職した。総合的な見直しを行い平成27年から運営方式が変わることもあり、新規採用はしない。あかね学童保育所において非常勤職員2名を配置して対応する。

次回日程 3月25日(火) 市役所801会議室